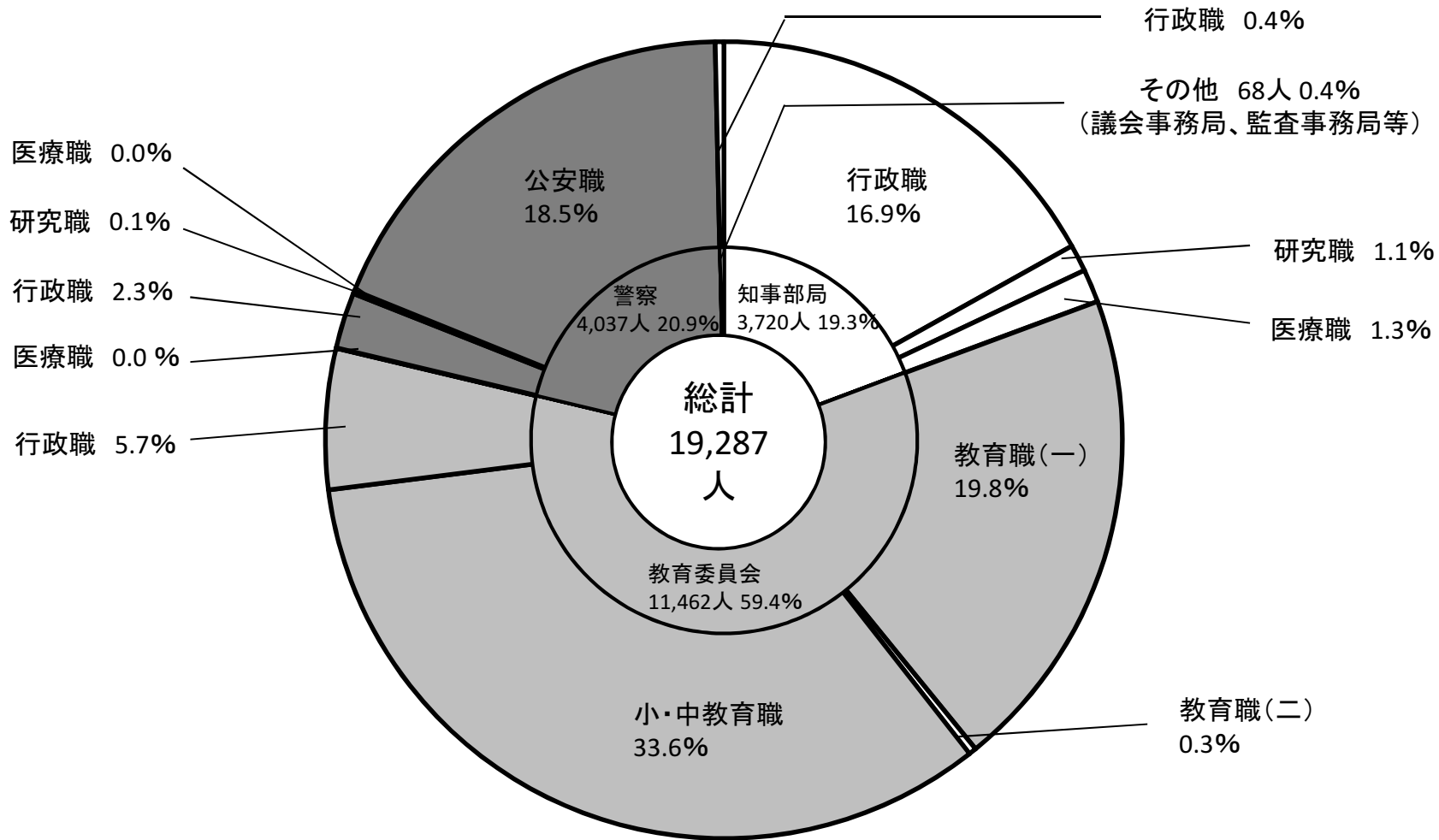


# — 給与勧告制度の仕組み —

令和2年11月  
岡山県人事委員会

# 給与勧告の対象職員

人事委員会の給与勧告の対象となる職員は、給与条例の適用を受ける職員19,287人です。  
(令和2年4月1日現在)



# 人事委員会勧告までの手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

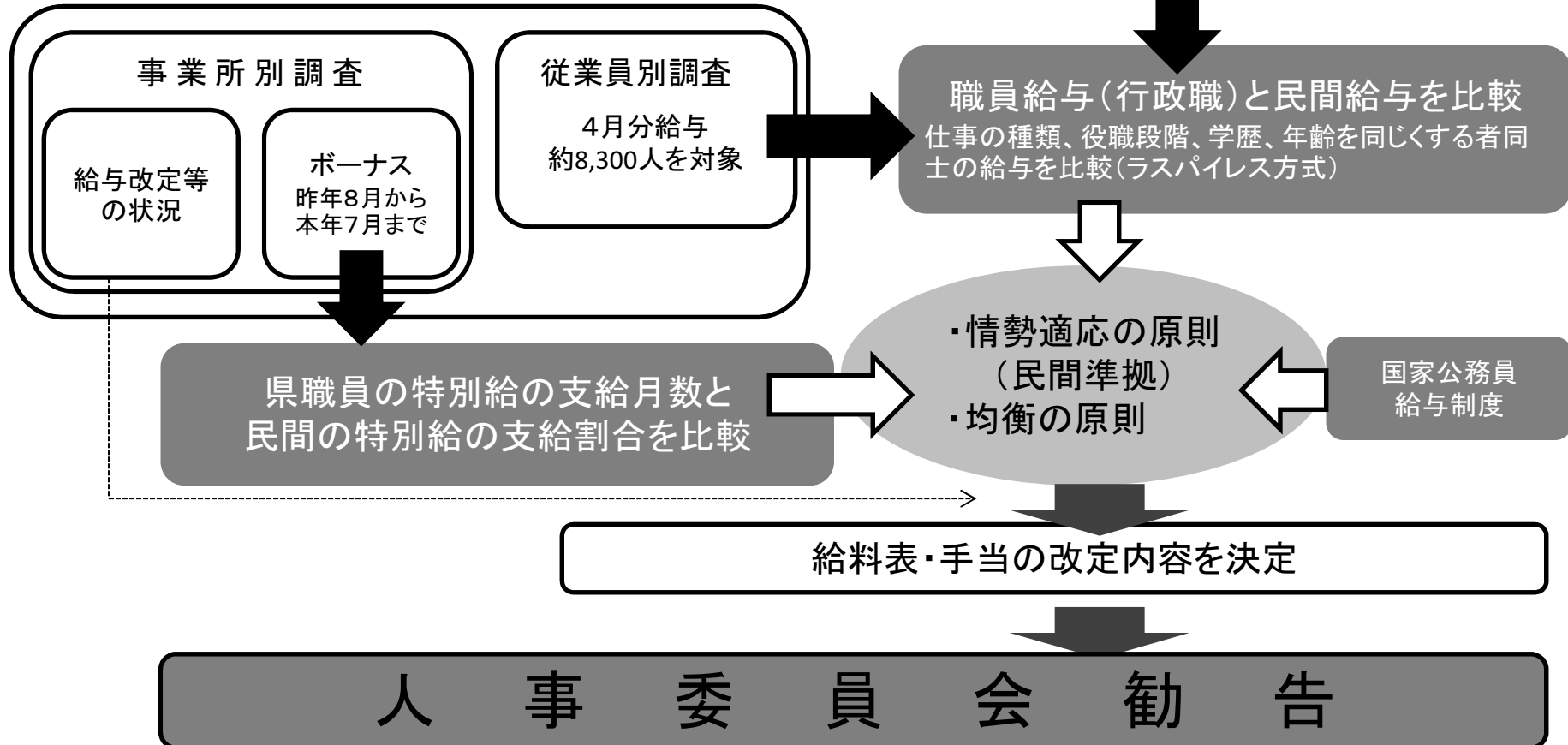
また、民間の特別給(ボーナス)の直近1年間の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

## 民間給与実態調査

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上  
【県内257事業所抽出】

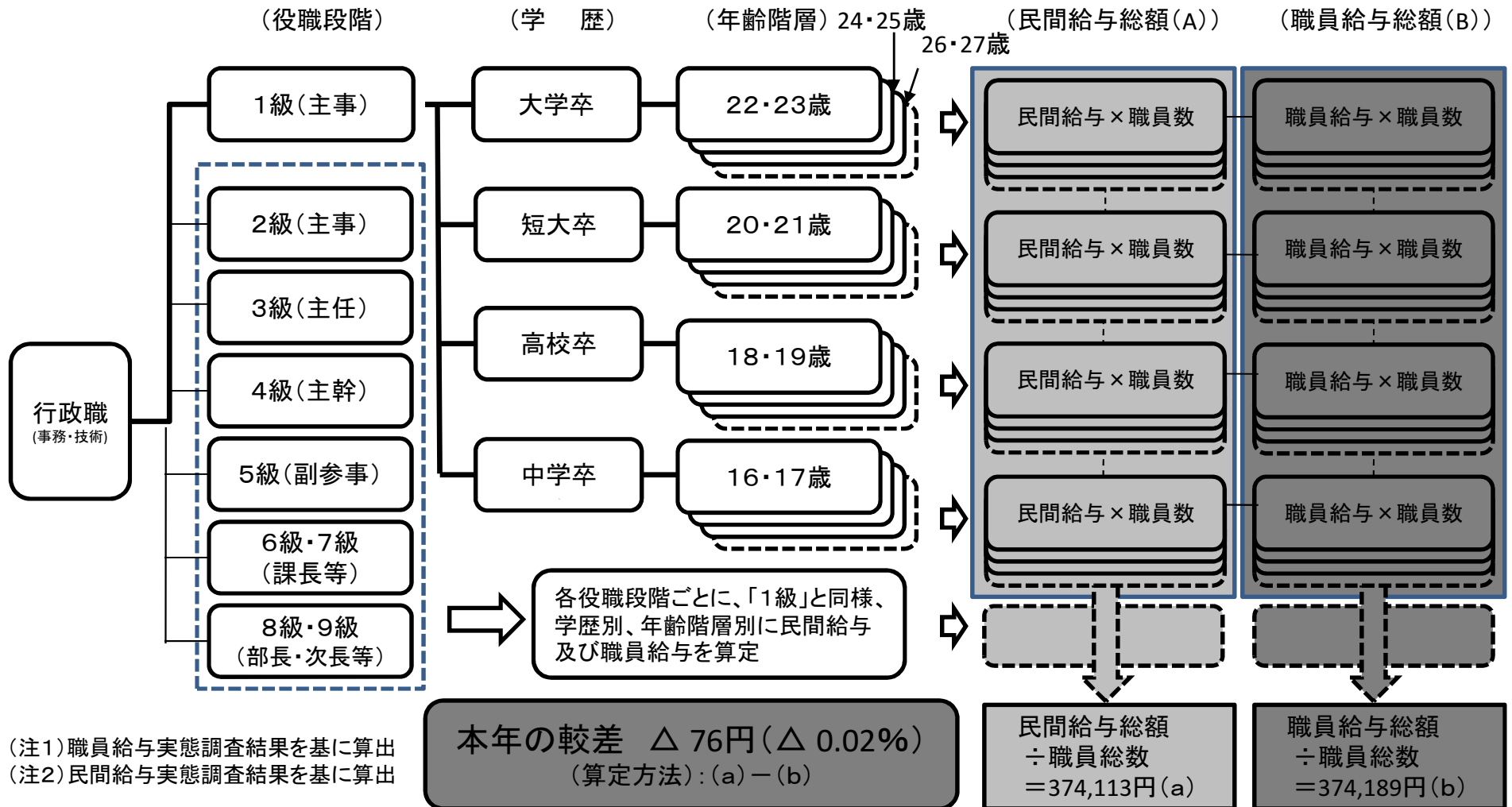
## 職員給与実態調査

4月分個人別給与【対象人数:19,287人】



# 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支給されている給与額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。  
 具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 職員給与実態調査結果を基に算出  
 (注2) 民間給与実態調査結果を基に算出

# 本年の勧告のポイント

## 1 月例給

- ・民間給与との較差  $\Delta$  76円 ( $\Delta$  0.02%)
- ・民間給与との較差は極めて小さく、職員給与と民間給与はおおむね均衡していることなどから、給料表の改定なし

## 2 期末手当・勤勉手当

- ・年間の支給割合を0.05月分引下げ(4.50月分 → 4.45月分)
- ・民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

## 3 実施時期

令和2年12月1日: 期末手当・勤勉手当

※本年は、勧告の基礎となる民間給与の実態調査について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施。先行して調査を実施したボーナスについては10月29日に勧告・報告、月例給については11月12日に報告を実施